

# 伊 勢 市 公 報

第 44 号  
平成 19 年 9 月 5 日  
水 曜 日

## 目 次

	頁
<b>告 示</b>	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	2
○ 道路の区域変更について	3
○ 道路の区域変更について	4
○ 道路の供用開始について	5
○ 道路の区域変更について	6
○ 市議会臨時会の招集について	7
○ 道路の区域変更について	8
○ 道路の区域変更について	9
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	10
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	11
<b>上下水道事業告示</b>	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定取消しについて	12
<b>公 告</b>	
○ 犬の抑留について	13
○ 都市公園の供用開始について	14
<b>病院事業公告</b>	
○ 職員採用試験の実施について	15

伊勢市告示第 94 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、  
上條区自治会から次のとおり変更の届出がありましたので、同条第 10 項の  
規定により告示します。

平成 19 年 8 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 代表者の氏名及び住所

変更前 上 田 光 生

伊勢市御菌町上條 1196 番地 14

変更後 大 門 禎 三

伊勢市御菌町上條 1312 番地

伊勢市告示第 95 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 8 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	船江一之木線	船江 4 丁目 1987 番 3 地先から 船江 4 丁目 1987 番 14 地先まで	旧	3.5～4.0	36.0
			新	5.0～6.0	36.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 96 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 8 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	本町宮後線	宮後 1 丁目 1005 番地先から 宮後 1 丁目 1006 番地先まで	旧	5.1~6.2	143.0
			新	5.3~7.3	143.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 97 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

平成 19 年 8 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
本町宮後線	宮後 1 丁目 1005 番地先から 宮後 1 丁目 1006 番地先まで

供用開始の期日 平成 19 年 8 月 21 日

供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期日 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 98 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 8 月 21 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	高向 41 号線	御菌町高向字沖川原 1768 番 1 地先から 御菌町高向字沖川原 1799 番 2 地先から	旧	2.0～3.0	228.4
			新	4.6～5.0	228.4

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 99 号

伊勢市議会臨時会を次のとおり招集します。

平成 19 年 8 月 22 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 招集の日時 平成 19 年 8 月 27 日（月） 午前 10 時
- 2 招集の場所 伊勢市議会議場
- 3 付議すべき事件
  - (1) 控訴の提起について

伊勢市告示第 100 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 8 月 24 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	下野 1 号線	下野町字徳田新田 653 番 32 地先から 下野町字徳田新田 653 番 33 地先まで	旧	7.0～12.0	36.0
			新	7.0～42.0	36.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市告示第 101 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

平成 19 年 8 月 31 日

伊勢市長 森 下 隆 生

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市道	宮後東紡線	宮後 3 丁目 811 番 6 地先から 宮後 3 丁目 810 番 1 地先まで	旧	11.6～12.0	22.0
			新	19.0～26.0	22.0

区域を変更表示した図面を縦覧する場所および期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 告示の日から 2 週間

伊勢市選管告示第 51 号

平成 19 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条  
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 8 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所      伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

(参 考)

縦 覧 期 間      9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間  
（公職選挙法第 23 条）

伊勢市選管告示第 52 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 19 年 8 月 24 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号  
伊勢市役所東庁舎 4 階  
伊勢市選挙管理委員会室

(参 考)

縦覧期間 9 月 3 日（月）から同月 7 日（金）までの 5 日間  
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 46 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 10 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定を次のとおり取り消しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 19 年 8 月 17 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定取消し年月日
108	有限会社 倉田建設	度会郡度会町下久具 140 番地	平成 19 年 8 月 14 日

伊勢市公告第 51 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 19 年 8 月 20 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市村松	雑種	白	雌	中	91 日以上	赤い首輪

2 抑留した日 平成 19 年 8 月 16 日

3 抑留期限 平成 19 年 8 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境部環境課（電話 0596-21-5540）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 52 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 19 年 8 月 23 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
朝熊山麓公園	伊勢市朝熊町字東谷 3477 番 2、字昼河 3738 番 1 の一部、3738 番 7 の一部、3738 番 8、字備中谷 3760 番 3、字馬起し 3790 番 1、字浜田 3814 番 1 の一部、字不聞山 3946 番 1、字とと川 3980 番 1 の一部、字寿し田 4014 番 5 の一部、字中田 4030 番 2 の一部、字込田 4049 番 1、字長分 4087 番の一部、字外中田 4117 番 1 の一部、字大口 4260 番 2 の一部及び 4260 番 3 の一部	204,404.57

供用開始の期日 平成 19 年 10 月 13 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市病院事業公告第6号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成19年8月20日

伊勢市病院事業管理者 世古口 務

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 13人程度（平成20年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する者

- (1) 昭和28年4月2日以降に生まれた者で、看護師の免許を有する者又は平成20年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの者
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な者
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない者
- (4) 日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。

なお、外国籍の者は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類
①住民票の写し（本人のみ）
②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。）
③当該免許証の写し
④免許証を有しない者は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書
⑤日本国籍を有しない者（外国籍の者）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類

(2) 申込受付期間

随時。ただし、平成19年12月28日（金）まで。

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

郵送の場合は、平成19年12月25日（火）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後、速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成20年4月1日。ただし、免許未取得者は、免許取得後。

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるしますので、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課